

高齢者施設等と医療機関の連携体制及び協定締結医療機関との連携状況等

にかかる調査研究事業の調査検討組織 設置要綱

1. 設置目的

株式会社日本能率協会総合研究所は「高齢者施設等と医療機関の連携体制及び協定締結医療機関との連携状況等にかかる調査研究事業」の調査を実施するにあたり、調査設計、調査票の作成、調査の実施、集計、分析、検証、報告書の作成等の検討を行うため、以下のとおり「高齢者施設等と医療機関の連携体制及び協定締結医療機関との連携状況等にかかる調査研究事業」の調査検討組織（以下、「調査検討組織」という。）を設置する。

2. 実施体制

- （１）本調査検討組織は、東北大学大学院歯学研究科教授 小坂 健 を委員長とし、その他の委員は以下のとおりとする。
- （２）委員長が必要だと認めるときは、本調査検討組織において、関係者から意見を聴くことができる。

3. 調査検討組織の運営

- （１）調査検討組織の運営は、株式会社日本能率協会総合研究所が行う。
- （２）前号に定めるもののほか、本調査検討組織の運営に関する事項その他必要な事項については、本調査検討組織が定める。

【調査検討組織 委員等】

委 員	江澤 和彦	（公益社団法人 日本医師会 常任理事）
委 員 長	小坂 健	（東北大学大学院 歯学研究科 教授）
副 委 員 長	木下 彩栄	（京都大学大学院 医学研究科 人間健康科学系専攻 教授）
委 員	小泉 立志	（公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 副会長）
委 員	下田 肇	（公益社団法人 日本認知症グループホーム協会 副会長）
委 員	鈴木 龍太	（日本介護医療院協会 会長）
委 員	田中 志子	（公益社団法人 全国老人保健施設協会 副会長）
委 員	浜崎 忍	（一般社団法人 全国介護付きホーム協会 理事）

（敬称略、50音順）

【オブザーバー】

厚生労働省 老健局 老人保健課 介護保険データ分析室長	石丸 文至
厚生労働省 老健局 老人保健課 課長補佐	堀 亮介
厚生労働省 老健局 老人保健課 高齢者薬事サービス調整官	池田 大輔
厚生労働省 老健局 老人保健課	崎田 堇

（１）高齢者施設等と医療機関の連携体制及び
協定締結医療機関との連携状況等にかかる調査研究事業

1. 調査目的

令和６年度介護報酬改定では、施設サービスにおいて、在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するため、要件を満たす協力医療機関を定めることを経過措置３年として義務化した。また、居住系サービスにおいては努力義務としたところである。また、新興感染症の発生時等に対応する感染症法上の協定締結医療機関と連携することを努力義務とした。

審議報告の今後の課題では、連携体制に係る実態や課題等を把握した上で、連携体制の構築を推進するために必要な対応を行うとともに、次期介護報酬改定に向けて引き続き検討していくべきとされている。また、感染症への対応として、都道府県における協定締結の状況や高齢者施設等における連携の取組状況を把握し、更なる連携の強化に向けた対応を検討していくべきとされている。

本調査は、施設サービス及び居住系サービスについて、協力医療機関との連携の実態や施設等における医療提供の実態、協定締結医療機関との連携状況を調査することで、今回の計画期間中における連携体制の更なる推進及び次期改定に向けた検討に資する基礎資料を作成することを目的とする。

2. 調査客体

【施設調査】※数件のヒアリング調査も予定

- ・ 介護老人福祉施設（地域密着型含む） 無作為抽出（3,000 施設）※一部調査項目は悉皆
- ・ 介護老人保健施設 悉皆（約 4,000 施設）
- ・ 介護医療院 悉皆（約 950 施設）
- ・ 特定施設入居者生活介護（地域密着型含む） 無作為抽出（1,500 施設）
地域密着型は悉皆（約 300 施設）
- ・ 認知症対応型共同生活介護 無作為抽出（1,500 施設）
- ・ 養護老人ホーム 悉皆（約 950 施設）
- ・ 軽費老人ホーム 無作為抽出（1,200 施設）

【自治体調査】※数件のヒアリング調査も予定

- ・ 都道府県 悉皆（47 都道府県）
- ・ 市区町村 悉皆（1,741 市区町村）

3. 主な調査項目

【施設調査】

大項目	中・小項目	
施設及び事業所の 基本情報	施設概要	運営主体、併設医療機関、専門職の配置人数 等 ※このほか、施設の住所をもとに二次医療圏や過疎地域等の特性により 分析
	定員・入所（入居）者数	
	対応可能な医療処置	
	入退所の状況等	
協力医療機関との 連携状況	定めている協力医療機関の詳細	定めた時期、定めている要件、種別、併設・同一法人等の有無、施設からの距離、病床数、定期的な会議の実施状況、ICT 連携の有無 等
	定めている場合	効果、課題、連携の工夫等

大項目	中・小項目	
	定めていない場合	協力医療機関の定めに向けた進捗状況、協力医療機関を定めるにあたっての課題
	協力医療機関連携加算	
	電子的システムによる協力医療機関との情報連携	
急変時の対応状況	入所（入居）者の急変時等の対応状況	相談状況、診療の依頼の状況、入院の状況 等 利用者の入院の状況を入院順に 10 人まで記載
感染症の対応を行う医療機関との連携	新型コロナウイルス感染症、それ以外の感染症の対応 発生状況、発生時に対応する医療機関の確保状況、発生時の対応状況 等	
	高齢者施設等感染対策向上加算の取組状況	
	第二種協定指定医療機関との新興感染症発生時等の対応体制	

【自治体調査】

大項目	中・小項目	
高齢者施設等と協力医療機関との連携を推進する体制	管内の施設数、管内の施設数の変化、連携状況等の把握方法、庁内の推進体制、庁内外の協議・検討の場・場の位置づけ、改定内容への対応強化の状況 等	
高齢者施設等と医療機関との連携状況	施設別の届出の把握状況、届出内容の活用状況 等	
	全ての要件を満たす医療機関を定めていない施設	協定等の締結に至らない理由
届出の受理体制	届出内容の受理・管理状況、届出内容の集計・分析の状況 等	
協力医療機関との連携に向けた行政による支援	高齢者施設等に対する支援、問い合わせ・相談状況、協定内容に基づく医療機関の対応状況の把握、高齢者施設等における感染症対策の向上に向けた取組状況、都道府県・市町村の連携状況、国等に期待する支援	

□ 「令和 6 年度介護報酬改定に関する審議報告」に示された今後の課題等の以下の項目に該当

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

- ・ 高齢者施設等と医療機関の実効性のある連携体制の検証
- ・ 感染症への対応力の検証

離島・中山間地域・豪雪地帯等における各種加算等の在り方の

調査・検証研究事業一式 調査検討組織

設置要綱

1. 設置目的

株式会社三菱総合研究所は離島・中山間地域・豪雪地帯等における各種加算等の在り方の調査・検証研究事業一式を実施するにあたり、調査設計、調査票の作成、調査の実施、集計、分析、検証、報告書の作成等の検討を行うため、以下のとおり離島・中山間地域・豪雪地帯等における各種加算等の在り方の調査・検証研究事業一式の調査検討組織（以下、「調査検討組織」という。）を設置する。

2. 実施体制

- （１）本調査検討組織は、日本社会事業大学専門職大学院 教授 井上 由起子 を委員長とし、その他の委員は以下のとおりとする。
- （２）委員長が必要と認めるときは、本調査検討組織において、関係者から意見を聴くことができる。

3. 調査検討組織の運営

- （１）調査検討組織の運営は、株式会社三菱総合研究所が行う。
- （２）前号に定めるもののほか、本調査検討組織の運営に関する事項その他必要な事項については、本調査検討組織が定める。

離島・中山間地域・豪雪地帯等における各種加算等の在り方の調査・検証研究事業一式の調査検討組織 委員等

委員長	井上 由起子（日本社会事業大学専門職大学院 教授）
副委員長	田宮 菜奈子（筑波大学医学医療系ヘルスサービスリサーチ分野 特任教授／ヘルスサービス開発研究センター センター長）
委員	荒川 泰士（全国ホームヘルパー協議会 副会長）
委員	岩澤 由子（公益社団法人日本看護協会 医療政策部 部長）
委員	江口 義幸（一般社団法人『民間事業者の質を高める』全国介護事業者協議会 理事／株式会社リボーン 取締役部長）
委員	大竹 尊典（公益財団法人日本訪問看護財団 事務局次長）
委員	七種 秀樹（一般社団法人日本介護支援専門員協会 副会長）
委員	佐原 博之（公益社団法人日本医師会 常任理事）
委員	田中 志子（公益社団法人全国老人保健施設協会 副会長）
委員	堀田 亜里子（全国農業協同組合中央会 JA組織・経営対策部 JA組織基盤対策課）
委員	松下 みゆき（日本ホームヘルパー協会 会長）
委員	山田 淳子（公益社団法人全国老人福祉施設協議会 副会長）

（敬称略、50音順）

【オブザーバー】

NP0 法人コミュニティ大内 理事長	小笠原 孝
厚生労働省 老健局 老人保健課 企画法令係主査	藤田 怜実
厚生労働省 老健局 老人保健課 企画法令係	平岡 岳士

厚生労働省	老健局	老人保健課	企画法令係	三谷	恵都和
厚生労働省	老健局	老人保健課	老人保健施設係長	外海	祐輔
厚生労働省	老健局	認知症施策・地域介護推進課	課長補佐	吉川	貴士
厚生労働省	老健局	認知症施策・地域介護推進課	基準第一係長	齋田	雄一

(2) 離島・中山間地域・豪雪地帯等における各種加算等の在り方の調査研究事業

1. 調査目的

高齢化や人口減少のスピードには地域によって大きな差があり、地域によってサービス需要の変化は様々である中、地域におけるサービス供給の状況を踏まえつつ、2040 年を見据え、サービス提供体制を検討する必要がある。

特に、中山間・人口減少地域においては、高齢者人口が減少し、サービス需要が減少する中、利用者への介護サービスが適切に提供されるよう、介護保険部会で議論されている制度面での検討に加え、事業者の経営の安定の観点から、介護報酬において適切な評価を行うことが必要となる。

現行の介護報酬においては、離島・中山間地域・豪雪地帯等に所在する事業所や当該地域等に所在する利用者に対してサービス提供を行った場合に、やむを得ず移動距離等を有し、事業運営が非効率にならざるを得ない場合があることへの配慮として、3種類の加算（特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算）が設けられている。

この離島・中山間地域・豪雪地帯等における加算については、「令和6年度介護報酬改定に関する審議報告」において今後の課題として、「離島・中山間地域・豪雪地帯等に対する加算の対象サービス・対象地域等については、サービス類型ごとに、利用者数・移動距離・移動手段・移動時間といったサービス提供状況や、令和6年度から施行する経営情報データベース等を活用しつつ詳細な収支状況の実態を把握した上で、介護報酬上の評価の在り方を含め必要な方策を引き続き検討していくべきである」とされている。

そこで、本調査は、離島・中山間地域・豪雪地帯等における介護サービスの提供、支援・評価の在り方の検討に資する基礎資料を作成することを目的とする。

2. 調査客体

【事業所調査】

離島・中山間地域・豪雪地帯等における3種類の加算の対象となる介護サービス事業所のうち、約28,000事業所

※特別地域加算の対象となる離島や振興山村等及び過疎法により公示された過疎地域については悉皆。

※ヒアリング調査（10件程度）も予定

【自治体調査】

- ・ 都道府県 悉皆（47都道府県）
- ・ 市区町村 悉皆（1,741市区町村）

3. 主な調査項目

- ・ 事業所の基本情報
- ・ 事業所のサービス提供状況（利用者数、移動距離、移動手段、移動時間等）
- ・ 事業所の各種サービス費、加算等の算定状況
- ・ 事業所の収支の状況、経営課題 等

☐ 「令和6年度介護報酬改定に関する審議報告」に示された今後の課題等の以下の項目に該当

5. その他

- ・ 離島・中山間地域・豪雪地帯等に対する加算について、サービス類型ごとに、サービス提供状況等を把握した上で、必要な方策を検討。